

ようこそ佐竹台小学校へ



も く じ

佐竹台小学校の一年間	1~2
------------	-----

入学にあたって

1. 入学式	3
2. 入学式当日の持ち物	3
3. 受付方法	3
4. その他の注意事項	3
5. 学用品などの準備	4~5

学校生活を楽しく過ごすために

1. 入学前の準備と生活について	6
2. 担任との連携	6
3. 学習について	7
4. 学校生活について	7

吹田市の教育	8
--------	---

本校の教育

佐竹台小学校 グランドデザイン	9
1. 学校の概要	10
2. 日課表	10
3. 学校のきまり	11
4. 特別活動	11
5. 課外活動	11
6. 評価（あゆみ）	11
7. いじめ防止基本方針	12~13

元気に学校生活をおくるために

1. 健康・安全について	
・保健室から	14
・健康診断	14
・検診のお知らせ	15
・「わたしのけんこう」	15
・学校でケガをしたとき・病気になったとき	15
・災害共済給付制度	16
・欠席と連絡方法	16
・安全カード	16
2. 給食室から	
・みんなで楽しいランチタイム	17
・給食の内容	18
・給食費	18
・食物アレルギーの対応について	18

事務手続きについて

1. 学校納入金について 19~20
2. 教科書・副読本 21
3. 転校手続き 21
4. 就学援助費制度について 22

災害時・緊急時の対応

1. 暴風警報、または大雨特別警報が発令された場合の措置... 23
2. 地震発生の措置 23
3. 緊急下校について 24

その他

1. 留守家庭児童育成室 25
2. 太陽の広場 25
3. 学校以外の教育相談窓口 26

佐竹台小学校の一年間

1 学期

(令和7年度の行事紹介)

◎ 給食開始



◎ 春の校外学習



- 4月
- ・ 入学式
 - ・ 始業式
 - ・ 給食開始
 - ・ 健康診断
 - ・ 校外学習
 - ・ 授業参観・懇談会
 - ・ 交通安全教室 1・4年

◎ 遊ぼう会



- 5月
- ・ 個人懇談
 - ・ 地区班編成、集団下校
 - ・ 避難経路確認
 - ・ 避難訓練 [火災]

- 6月
- ・ 日曜参観 引き渡し訓練
 - ・ 遊ぼう会 (児童会行事)
(PTA総会)
 - ・ プール開き

◎ プール指導



- 7月
- ・ 終業式

夏休み

- ・ 臨海学習 (6年) 【京丹後市】

2学期

- 8月
 - ・始業式
 - ・夏休み作品展
- 9月
 - ・授業参観・懇談会
 - ・林間学習（5年）【滋賀県高島市】
 - ・修学旅行（6年）
【広島・姫路セントラルパーク】
- 10月
 - ・運動会
 - ・校外学習（～11月）
- 11月
 - ・避難訓練（不審者対応）
 - ・音楽会
 - ・音楽参観 学校公開
- 12月
 - ・個人懇談
 - ・終業式

冬休み

3学期

- 1月
 - ・始業式
 - ・給食週間
 - ・避難訓練 [地震]
 - ・マラソン大会
- 2月
 - ・入学説明会
 - ・授業参観・懇談会 図工展
 - ・読書週間
- 3月
 - ・お別れ集会
 - ・卒業式
 - ・修了式

春休み



◎5年林間学習



◎6年修学旅行



◎運動会



◎音楽会



◎マラソン大会

入学にあたって



1. 入学式

日時	令和8年(2026年) 4月7日(火)
受付	午前8時45分～9時15分 保護者同伴 低学年下足ホール
開式	午前9時30分
式場	吹田市立佐竹台小学校 体育館

保護者の方は受付の後9時20分までに式場の席にお着きください。
児童は教室にて出席確認後並んで

2. 入学式当日の持ち物

- ・就学通知書（吹田市教育委員会から郵送）
※再発行されないため、受付で確認後返却します。
- ・入学説明会で配布した書類（児童調査票、安全カード等）一式を入れた封筒
- ・児童用上靴、保護者用スリッパ
- ・教科書、学用品を持ち帰る袋

3. 受付方法

- ① 来校されるときは、運動場側の通用門(児童の登下校門)よりお入りください。
- ② 通用門で組分け名簿を受け取って、お子さまの学級をお確かめください。
- ③ 低学年の下足ホールで、児童は上靴に、保護者はスリッパに履き替えてください。
靴は、児童の靴箱に入れてください。
- ④ 組ごとに受付を用意しています。「就学通知書」を提示し、入学説明会でお渡しした封筒をご提出下さい。
- ⑤ 児童は、教職員もしくは6年生が教室へ案内し自分の席に座ります。保護者の方は、先に体育館へ移動してください。
※ 式場へは会場の設営上保護者は1家族2名までとさせていただきます。
多数入れませんのでご理解ください。敷地に入る人数制限は設けていません。

4. その他の注意事項

- ・入学式までに転出される方や、本校に入学されない方は、速やかに学校までお知らせください。(06-6871-0108)
- ・体調不良等でお子さまが当日欠席の場合も、学校までお知らせください。
- ・トイレに行ったときに自分で始末ができる服装をさせてください。
- ・特別配慮が必要なお子さまは、前もってご相談ください。

5. 学用品などの準備

学用品は指導上同一規格のものを使用することがありますので、学校で一括購入するものと、家庭で用意していただくものがあります。

(1) 学校で一括購入するもの（入学式以降に購入するものも含む）

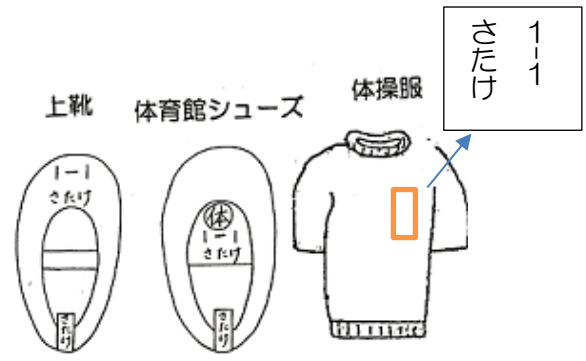
- | | | | |
|---------|---------------|--------------|----------|
| ・名札 | ・ノート2冊（算数 国語） | ・連絡帳 | ・連絡袋 |
| ・クレパス | ・クーピー | ・粘土セット | ・油性なまえペン |
| ・でんぷんのり | ・かきかた鉛筆 | ・タイルなどの算数の教材 | |
| ・絵筆 など | | | |

(2) ご家庭で用意していただくもの

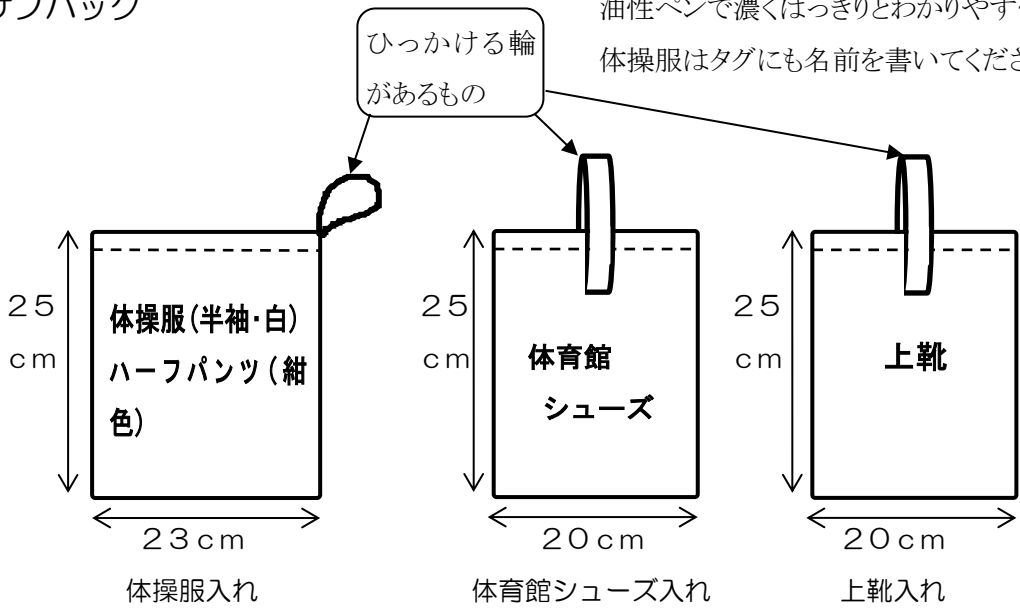
- | | | | | | |
|--|--------|------------|-----|------|------|
| ・ランドセルまたはカバン（背中に背負えるもの） | | | | | |
| ・鉛筆(2B)5本 | ・赤鉛筆1本 | ・消しゴム | ・筆箱 | ・下敷き | ・粘土板 |
| ・はさみ | ・お道具箱 | ノート1冊（自由帳） | | | |
| ・雑巾2枚（2枚のうち1枚は児童機のフックにかけるため、記名のうえ10cm程度のひもをつけてください。） | | | | | |
| *できるだけシンプルなものを使いやすいです。 | | | | | |

(3) その他の用意するもの

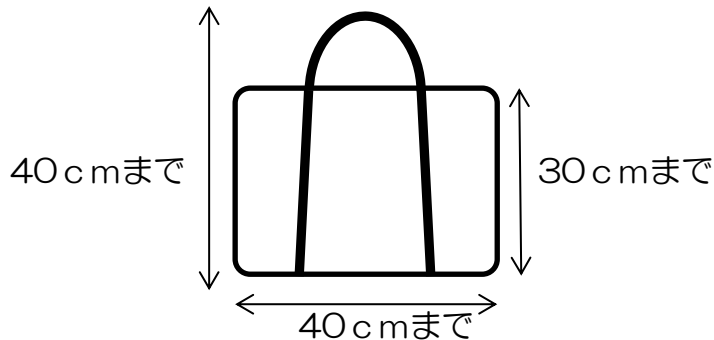
- ・上靴…靴の前と後ろに見やすく記名(名字)
- ・体育館シューズ
- ・体操服(半袖・白)
- ・ハーフパンツ(紺色)
- ・赤白帽子
- ・布袋を4つ用意してください。(記名)
体操服用・体育館シューズ用・上ぐつ用
サブバック



油性ペンで濃くはっきりとわかりやすく書いてください。
体操服はタグにも名前を書いてください。



- サブバッグ(手提げ袋)【通称；なんでもバック】
右写真のように教室のフックなどにかけます。
底が床につかないようにするため長くしないでください。



- お道具箱（整理箱）

机の中に入れて持ち物を整理します。
23cmまで×32cmまで×6cm程度
蓋つきで、開いて蓋の中に収められる箱
わかりやすい場所に名前を書いてください。
ご家庭にあるもので結構です。



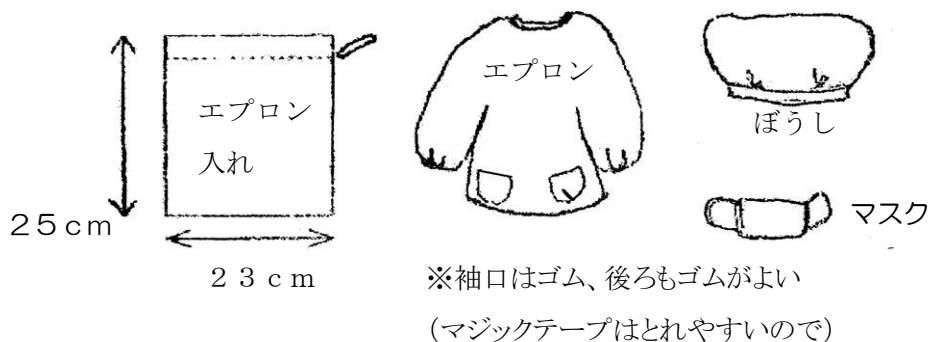
*持ち物すべてに、ひらがなで、名前を記入してください。

*油性なまえペンで、はっきりと、一つ一つに直接書いてください。クレパス
クーピーは1本1本に、タイルは一個ずつ書いてください。



*粘土板は今まで使っていたもので結構です。

- エプロン、帽子（白または淡い単色のもの）、マスクを使用します。（記名）
とくに指定はしていませんが、下記で取り扱っています。
谷本スポーツ（JR吹田駅前旭通り商店街 TEL06-6381-1983）
アカデミー書房（佐竹台近隣センター内 TEL06-6871-1278）
ご家庭にあるものや幼稚園や保育園で使われていたものでもかまいません。



マスクは使い捨てマスクでなくても構いません。必ず記名・予備のマスクのご用意もお願いします。

学校生活を楽しく過ごすために

1. 入学前の準備と生活について

基本的な生活習慣を身につけることは、学習を支える大切な土台です。まず、自分のことは自分でできる子どもに身につけていくことが大切です。次の点に留意し、徐々に習慣づけておいてください。

(1) 規則正しい生活習慣を身につける

- 早寝早起きにこころがけ、登校時間を守る。
- 朝ごはんをしっかり食べる。
- 洗顔、はみがき、登校の前の用便をすませる。
- 一定の時間内に食事をする。（給食を食べる時間は、おおむね 25 分程度です）



(2) 自分のことは自分でする

- あいさつができる
- 自分の名前を言える。ひらがなで書かれた自分の名前が読める。
- 名前をよばれたら「はい」と返事ができる。
- 衣服の着脱、トイレは失敗したら先生に伝える。
- 交通ルールを守って、自分の家と学校の間をひとりで往復できる。
- 次の日の学習の準備は自分でする。
- 自分の持ちものの整理せいとんができる。



(3) 服装、くつについて

- 制服はありません。清潔で、着脱・活動しやすく、汚れても良いものにしてください。
- くつは、運動しやすいものにしてください。体育の授業でも使います。
- 下着、くつ下だけでなく、上着も含め衣服にはすべて記名してください。
- 体育の時間や給食の時間が終わったら、給食エプロンや体操服はたたんで袋に入れます。おうちでたたんで袋に入れる練習をしておいてください。

2. 担任との連携

小学校は、学級担任制で、1 学級に一人の担任がいます。学校では担任が保護者に替わって、一日中子どもと共に過ごします。子どもが、楽しく学校生活を送るためには、まず、担任との信頼関係を築くことが大切です。

- 心身の状況や家庭の状況で配慮を要することがあれば、事前に「児童調査票」にご記入ください。新たに問題が生じた場合は、その都度連絡帳で担任までご連絡ください。
- 学校からは、たくさんのプリントが届きます。必ず目を通していただきますようお願いいたします。また、連絡帳は毎日確認していただき、必ずサインをしてください。
- 「今日は学校でどんなことをしたの？」と聞いてあげてください。子どもが家に帰って、学校の様子をたくさん話すことはとてもよいことです。

しかし、ときには子どもの話は、一方的だったり、一部だけだったりして、誤った情報を伝えてしまうかもしれません。それを聞いて保護者の方が、不満や不信を感じたときは、そのままにせず、すぐに担任に連絡してください。

・欠席・遅刻・早退するとき

さくら連絡網で送信するか 連絡帳に欠席、遅刻、早退の理由を書いて、きょうだい、または近所のお子さんに預けてください。（電話での連絡は、緊急時のみとします）

遅刻、早退のときは、安全上の理由でお子さまだけで登校、下校させることはできません。必ず保護者の方の送り、迎えをお願いします。

※ さくら連絡網は入学後、個別の登録手続きが学校に届き次第、配付いたします。
ご家庭で登録が完了すればご利用いただけます。

3. 学習について

小学校は、義務教育の場です。学習指導要領に沿って本格的な教科の学習が始まります。まず、座ってしっかり「聴くこと」が大切です。子どもたちの興味関心を引き出し、意欲的に学べるように教材を工夫し、学習を進めていきます。一ヶ月ごとに学年便り等で学習予定をお知らせします。また、教科書にも目を通していただき、どんなことを学習しているかご確認ください。

また、「学校で学び、家庭で身につける」というように、習ったことを身につけ、使いこなすには、何度も繰り返し練習し、習熟していかななくてはなりません。そのために学校では毎日宿題を出します。毎日、一定の時間、お子さんが落ち着いて宿題に集中できる時間を作ってあげてください。また、国語の教科書の音読を聞いてあげたり、宿題ができているか確認したり、おうちの方のご協力もお願いします。低学年のうちから家庭学習の習慣を身につけましょう。

4. 学校生活について

学校は、集団生活の場です。それぞれ持ち味を持った子どもたちが、友だちや先生といっしょに過ごしながら、様々な学習をしていきます。そのときに人間関係がうまくいかなかったり、友だちと考え方や意見が異なりトラブルになったりすることもあります。

しかし、お互いのちがいを認め合い、協力したり助け合ったりしてともに学びあってこそ豊かになれます。

◎きょうだい学年交流



吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「^{いのち}生命かがやき ともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、義務教育を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とともに新しい時代に求められる資質や能力（言語能力・情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力）を含めた総合的人間力を育成します。また、すべての子どもが安心して学べる豊かな教育環境を創造し、地域との連携を生かした教育活動を推進します。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「^{いのち}生命かがやき ともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育」

基本目標1

総合的人間力の形成

幼児教育から学校教育、生涯学習を通じ、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、他者と協働しながら未来を切り拓く力を育成します。

基本目標2

社会全体の教育力の向上

ともに学び支えあう社会の実現に向け、家庭、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

基本目標3

豊かな教育環境の創造

安心と安全のもと豊かな空間で学べるよう学校・園の施設を整備するとともに、ICT 環境のさらなる充実や子供たちの居場所づくりなど、社会状況の変化に柔軟に対応し、教育の質の向上に向けた環境整備に取り組みます。

人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね！

- ・まずは、自分を好きになることから
- ・相手の立場に立って考えること
- ・自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・解決するまでねばり強く取り組むこと
- ・自分で決断し責任を持つこと
- ・ものごとを公平にみること
- ・ちがいを認め合い良い関係をつくること

佐竹台小学校
グランドデザイン



《本校教育目標》
自分の力で未来を拓く子どもの育成

《めざす教師像》
学び続け、指導力を磨き、
子どもたちから信頼される教師

《めざす学校像》
一人ひとりが輝き、笑顔あふれる学校
～「あいさつ名人」「そうじ名人」「きき方名人」「かかわり名人」「けんこう名人」～

《校内研修テーマ》
子どもが「考えたい」「伝えたい」と
思える授業づくり

《めざす子ども像》

さ	さいごまでやりぬく子
た	たくましく生きる子
け	げんきにあいさつができる子

《学び合う集団づくり》
学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着をは
かる教育を推進する

- ・やさしい話し方、あたたかな聴き方
- ・お互いの考えを認めあえる学級づくり
- ・朝読、読み聞かせによる言語活動の充実
- ・家庭学習の取り組み
- ・学びを促す教材研究

《豊かな人間関係づくり》
弾力性のある豊かな心を育む教育を推進する
「あいさつ」を中心に自他を大切にする温かい心を育む
教育を推進する

- ・多様性教育を通した人間関係づくり
- ・道徳教育の時間を核とした心の教育の充実
- ・体験活動を通した豊かな心の醸成

《丈夫な体づくり》
健康や体力を育む教育を推進する

- ・体力づくりをめざした体育の授業の充実
外遊びの工夫、改善→わくわくタイム
- ・食育の授業
- ・安全教育の実施
(防災訓練・交通安全教室・非行防止教室)

《保護者・地域》 PTAパトロール・PTAボランティア
あいさつ運動・学校評議員会

《学校》 学校だより・学校ホームページ・授業参観
学校公開日・学校行事

1. 学校の概要

① 所在地 吹田市佐竹台4丁目12番1号 電話06-6871-0108

② URL <http://www2.suita.ed.jp/school/es/28-satake/>

③ 児童数 令和6年11月現在

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	支援
クラス数	3	3	3	3	4	4	12
児童数	114	97	119	114	139	148	82

④ 職員

- ・校長 ・教頭 ・教諭36名 ・生徒指導主事1名 ・養護教諭2名
- ・栄養教諭1名 ・学校事務2名・非常勤事務1名 ・校務員1名・調理員9名
- ・非常勤職員（支援学級介助員、低学年補助(スターター)、AET、読書活動支援、通級指導教室、スクールソーシャルワーカー（SSW）、教育相談員

2. 日課表

通常日課

さたけっ子タイム	8:30	～	8:45
1限	8:45	～	9:30
2限	9:35	～	10:20
業間	10:20	～	10:40
3限	10:40	～	11:25
4限	11:30	～	12:15
給食	12:15	～	13:05
昼休み	13:05	～	13:25
掃除	13:25	～	13:40
5限	13:45	～	14:30
6限	14:35	～	15:20

短縮時程

(水曜日・研究授業)

連絡タイム	8:30	～	8:35
1限	8:35	～	9:20
2限	9:25	～	10:10
業間	10:10	～	10:30
3限	10:30	～	11:15
4限	11:20	～	12:05
給食	12:05	～	12:55
5限	13:05	～	13:50
6限	13:55	～	14:40

水曜日5時間目 委員会・クラブ

(委員会 13:20～14:05)

(クラブ 13:20～14:20)

- ・さたけっこタイム 月曜日 朝読書
- 火曜日 全校集会・児童集会
- 木曜日 クラスタイム
- 金曜日 イングリッシュタイム

・授業終了後、15分程度の終わりの会があります。

・下校時刻 2月～10月は16:30 11月～1月は16:00

3. 学校のきまり

- ① 8時から8時20分の間に登校する。
- ② 登下校のときには、決められた通学路を通る。
- ③ 登下校のときは、運動場側の通用門を通る。
- ④ 登校後は、子どもだけで学校外へ出ない。（忘れ物を取りに帰らない）
- ⑤ 学校へは、学習に必要なものは持ってこない。
- ⑥ 上ぐつ、下ぐつ、体育館シューズの区別をつけ、名前を書く。
- ⑦ 終わりの会が終わったらすぐに下校する。

4. 特別活動

クラブ（4. 5. 6年生）ギター ミュージック エコクラブ
塗り絵 カードゲーム 消しゴムはんこ 手芸
家庭科クッキング オセロ・将棋 バドミントン
ペーパークラフト まんが・イラスト ipad
競技かるた 屋外スポーツ

委員会（5. 6年生） 児童会（学級代表） 保健 環境 掲示 図書
美化 生き物 放送 体育 給食 生活

5. 課外活動

令和7年度課外クラブ（6年生） サッカー バドミントン

6. 評価（あゆみ）

「あゆみ」は、学期ごとにお子さまの学習状況や生活の様子を評価したものです。

学習指導要領の示す目標に合わせ、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」などを基本にしながら、到達目標を基準に評価します。これは、他の子どもたちとの比較をもとに評価するもの（相対評価）ではありません。

「教科」の評価は、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「学びに向かう力・人間性等」の3観点で、各教科・単元ごとの到達目標に照らし合わせて、目標に到達できたものを「できた」でできなかったものを「がんばろう」とします。1～2年生は「できた」「がんばろう」の2段階、3年生以上は「よくできた」「できた」「がんばろう」の3段階で評価します。評価は、テストだけでなく授業ノート、学習プリントなども含めて行います。また、「特別な教科 道徳」については文章表記で評価します。

「総合的な学習」（3年生以上）も、文章で評価します。活動や学習の過程、ワークシートやノート、発表や討論など様々な場面で見られる児童の学習状況や成果などをふまえ、ねらいである課題を設定する力・課題を解決する力・表現する力などを評価します。

「外国語活動」は、3年生と4年生は文章で評価します。

「行動のようす」については、児童が学校で集団生活をする上で、約束や気をつけてほしいことがらについて2段階で表しています。

「気づいたこと」の欄には、学習や行動のようすについて、文章で評価します。

「あゆみ」は、お子さまの学習状況や生活の様子を保護者の皆様にお伝えすると同時に、次のステップへの課題をはっきりさせ、子どもたちが学習の励みにしていくものという側面もあります。

「あゆみ」をもとに家族で話し合い、励みになる言葉かけをお願いします。

7.いじめ防止基本方針

(目的)

第1 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を築くため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめを許さないように、すべての教職員が取り組む。

- (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。
- (2) 欠席日数等を注視し、情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。

(組織は、管理職・首席・生活指導担当者・各学年担当者・養護教諭・心理〔スクールカウンセラー〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕その他の関係者により構成する)

- (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。
- (5) 計画的に校内研修を行う。
- (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめを許さない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自尊感情を高め、児童自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

- (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
- (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (3) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。
- (4) 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
- (5) ともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第3 いじめの早期発見に努める。

1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努め、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。また、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- (3) 毎週の職タやコア会議で情報の収集を行い、対策を共有する。また、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報した場合は、次のような措置をとる。

1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生活指導委員会で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
- (2) 事態の軽重に関わらず、その日のうちに保護者へ事実関係を伝える。
- (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童を別室指導や出席停止とする。
- (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
- (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
- (6) いじめが犯罪行為として認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。

2 重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策委員会が実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

- (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、いじめ防止対策委員会による調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) いじめ防止対策委員会は、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告し、改めて要望や意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(その他)

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

元気に学校生活をおくるために

1. 健康・安全について

保健室から

保健室はお子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いするところです。健康診断や身体測定、けがや病気をしたときの応急手当などを行っています。また、困ったこと心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

健康診断

学校保健安全法に基づいて4月から6月にかけて行われます。主な目的は次の3点です。

- ①からだの発育の状態を知るため
- ②隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため
- ③健康の大切さを知って、自分のからだを見つめ直すため

学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査（スクリーニング検査）」と呼ばれるもので、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて検査し、異常や医療の必要性の有無を判断するものです。病院で実施するものではありませんので、専門的な診断等はいりません。

※健康診断には、ご家庭における健康観察の情報が重要です。多くの問診票や書類などを持ち帰りますが、記入もれのないようにして、期日までに提出してください。

※検査の日程・注意事項などは毎月の「ほけんだより」などをご覧ください。

※学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、変更することもあります。

健康診断の実施項目及び該当学年 (●…全員 △…一部該当者)

項目		小 学 校					
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
身 体 計 測		●	●	●	●	●	●
視 力 検 査		●	●	●	●	●	●
聴 力 検 査		●	●	●		●	
内 科		●	●	●	●	●	●
眼 科		●	△	△	△	△	△
耳 鼻 咽 喉 科		●	△	△	△	△	△
歯 科		●	●	●	●	●	●
結核検診（問診及び診察）		●	●	●	●	●	●
尿 検 査	1次	●	●	●	●	●	●
	2次	△	△	△	△	△	△
心 臓 検 診	1次	●					
	2次	△	△	△	△	△	△
	3次	△	△	△	△	△	△
脊柱側弯症検診		△	△	△	△	●	△
四 肢 の 状 態		△	△	△	△	△	△

その他

- ◆ 二測定（身長、体重） … 9月、1月 全学年
- ◆ 子どもの生活習慣病予防検診 … 5学年希望者
- ◆ 色覚検査 … 1学年希望者



検診のお知らせ

健康診断で病気の疑いが見受けられた場合は、「検診結果のお知らせ」「受診勧告書」などでそのつど連絡します。それをもってできるだけ早く医療機関で受診してください。受診したら、病院からもらう報告書を学校に提出してください。

「わたしのけんこう」

お子さまには毎年「わたしのけんこう」という用紙を配っています。これは健康診断や身体測定の結果を印刷し、検診の最終結果をお知らせするものです。

わたしのけんこう	
学年・組・番号	学年組 学年組
名前	
性別	
身長	1学期 2学期 3学期
体重	1学期 2学期 3学期
視力	1学期 2学期
聴力	1学期 2学期
歯	1学期 2学期
心臓	1学期 2学期
肺	1学期 2学期
胃腸	1学期 2学期
腎臓	1学期 2学期
骨格	1学期 2学期
その他	1学期 2学期

学校でけがをしたとき・病気になったとき

学校では安全管理に配慮し安全教育をすすめています。不慮の事故等でけがにつながる場合があります。けがの程度によっては医療機関に搬送する場合があります。

学校ではけが等の緊急時には応急処置をしますが内服や治療など医療行為にあたる処置は行いません。学校で行う応急処置は、軽微な傷病の手当てや悪化を防ぐための処置、医療機関受診が必要かどうかの判断等です。その後のケアは家庭で必要に応じて受診、引き続きの処置をお願いしています。

医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり受診します。事故はいつ起こるか予測が付きません。何かあったら保護者（安全カードに記載の連絡先）の方に連絡をします。安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書きください。

また、学校でのけがで後日おうちから医療機関を受診されたときは、担任または保健室までお知らせください。災害共済給付制度（スポーツ振興センター）の手続きをとります。

❖ けがをしたとき

学校で起きたけがについては … 保健室で応急手当を行い、

- ① その後の経過観察をします。（状態により学校または家庭で）
- ② 医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診します。

※保健室ではその日学校で起きたけがに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭でお願いします。

❖ 病気になったとき

- ① 教室での授業が可能であると認められる場合は、教室にかえし担任が経過観察をします。
- ② しばらく保健室で安静に休ませ、経過を観察します。

その後も症状のよくない場合は、担任または養護教諭より保護者の方に連絡をとり、早退してもらいます。（原則として迎えにきていただきます）

※保健室は医療機関ではありませんので病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできません。

❖ 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒の災害について災害共済給付を行うことを目的とし、学校管理下でのけがで医療機関にかかった場合、医療費が給付される制度です。吹田市ではすべての児童生徒がセンターへ加入することを原則としています。加入にかかる掛金は、保護者と吹田市が等分して負担します。

欠席と連絡方法

病気や家の都合で学校を休むときは、さくら連絡網でメールか学校へ電話で連絡してください。また、次のような場合は欠席扱いになりません。

① 学校感染症にかかったとき（出席停止）

- ・学校において予防すべき主な感染症

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症

※病気が治り、医師の許可が出たら登校してください。診断書はいりません。

② 臨時休業（学級閉鎖）になったとき

感染症予防上必要がある場合に行います。（4日程度）

③ 親族の忌引

安全カード

このカードはお子さまに何かあったとき、適切な対応ができるよう学校に保管しておくものです。これに、かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態などについて書いていただきます。

学校から緊急に医療機関を受診する際に、持参します。

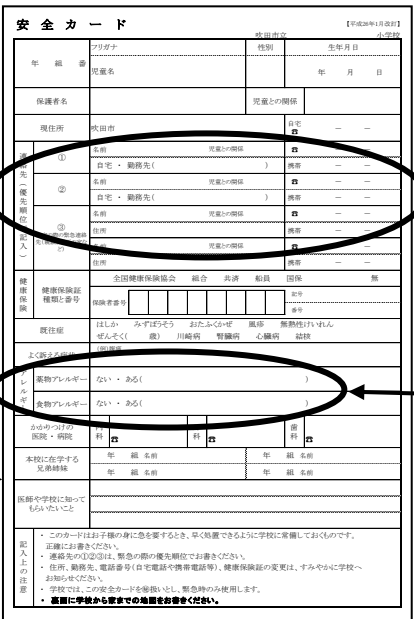
安全カードは学校で厳重に保管し、プライバシーの保護に努めます。

なお、提出後、自宅や緊急連絡先等の電話番号が変わった場合は、速やかにお知らせください。

また、外出の時もできるかぎり出先の電話番号をお子さまに知らせておいてください。

保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないこともあります。病院受診の連絡があった場合、お子さまの不安を軽減するためにも、速やかに受診病院へお越しください。

自宅・勤務先・携帯電話など
緊急の際の優先順位で
お書きください。
番号順に連絡をとります。



ない・あるに○を
つけてください。
ある場合は
アレルギーになる
ものを具体的に記
入してください。

裏面に学校から家までの
地図をお書きください。

◎記入上の注意をよくお読みください。

安全カード		【平成26年4月改訂】	
学年	アガサ	性別	生年月日
児童名	保護者名	児童との関係	年 月 日
現住所	吹田市	学区	区
①	名前	職業との関係	性別
②	名前	職業との関係	性別
③	名前	職業との関係	性別
④	住所	職業との関係	性別
⑤	住所	職業との関係	性別
健康保険証 番号	全国健康保険協会 組合 共済 船員 国保	無	
既往症	はしか みずぼうそう おたふくかぜ 風疹 麻疹(はしか)	アレルギー	心臓病 糖尿病
アレルギー	食物アレルギー	ない・ある()	
アレルギー	アレルギー	ない・ある()	
かかりつけの 病院・病院	科	科	科
本町に在学する 兄弟姉妹	年 組 名前	年 組 名前	年 組 名前
医師や学校に知って もらいたいこと			
※このカードはお子様自身の身を守るため、早く到着できるように学校に保管しておくものです。 正確にお書きください。 ・連絡先の電話番号は、緊急の際の優先順位でお書きください。 ・住所、勤務先、電話番号(自宅電話や携帯電話等)、健康保険証の変更は、すみやかに学校へお知らせください。 ・学校では、この安全カードを複製いたし、緊急時のみ使用します。 ・裏面に学校から家までの地図をお書きください。			

❖ 給食の内容

献立は一ヶ月毎に栄養教職員が原案を作成し、献立作成委員会で決定しています。主食・副食・牛乳がそろった完全給食で吹田市内統一献立になっています。

①学校給食摂取基準をみtasこと②食品衛生上安全であること③児童の嗜好、献立の変化、薄味で素材の味を大切にすること④多種類の食材、旬の材料、日本の伝統的な食品も取り入れるように心がけ、⑤野菜、肉類はすべて国産のもので、可能な範囲で有機野菜も使用しています。

全ての学校が、校内にある調理場で調理しています。

- ◆ 米飯は週4回で、自校炊飯です。白飯のほか、季節の食材を使った炊き込みご飯やピラフなども献立に取り入れています。
- ◆ パンは週1回で、無漂白の小麦粉を使用しています。糖分、脂肪分をおさえたものが基本です。飽きがこないように7種類程度のパンがあります。
- ◆ 牛乳は、ストローレス紙パック入りの普通牛乳を使用しています。
- ◆ 栄養について、学校給食摂取基準をもとに、家庭の食事です不足しがちな栄養素量を補えるように考えています。

❖ 給食費

低・中・高の三段階です。学年によりパンの大きさや米飯・おかずの量が異なるためです。

❖ 食物アレルギーの対応について

学校給食は教育の一環として実施していますが、医療的配慮のひとつとして全市統一で以下の対応をしています。

- ・卵、乳、小麦の一部の除去食 *代替食調理の対応はしていません
- ・欠食、代替食持参の対応
- ・加工食品の原材料配合表、食物アレルギー確認用予定献立表の配付

安全な食物アレルギーの対応を実現するため、除去食・欠食などは医師の診断に基づいたものを基本としています。

対応を希望する場合は、学校から所定の書類一式をお渡しして、対応の説明をします。所定の書類一式のご提出がなければ、対応できません。

食物アレルギーがある場合は、入学前に余裕をもってできるだけ早く学校へご連絡ください。

*吹田市では「そば・ピーナッツ・えび・かに・アーモンド・カシューナッツ・マカダミアナッツ・くるみ・いくら・あわび・キウイフルーツ・バナナ・やまいも」の13品目は、そのものでの提供や加工品に含まれることはありません。さらに、みかん・ポンカンを除く生の果物・野菜・魚介類を提供することはありません。これらの食物アレルギーをお持ちの場合は、給食の配慮に関する書類一式の提出は不要です。ただし、学校生活において把握が必要となることもありますので「安全カード」にこの旨、必ずご記入いただき、別途ご相談ください。

また、提供しないもの以外の食物アレルギーをお持ちで配慮が必要な場合は、必ずお申し出下さい。

<おねがい>

家庭での食事について

- ・家族で楽しく食べる機会を増やしましょう。
- ・朝食はきちんと食べましょう。
- ・野菜をしっかり食べましょう。
- ・苦手なものも一口は食べましょう。
- ・食べず嫌いの子どもが増えています。いろいろな食品を使いましょう。

事務手続きについて

1. 学校納入金について

◀保護者に負担いただく費用について▶

学校教育において保護者に負担いただく費用として、「学校徴収金」と「小学校給食費」があります。

「学校徴収金」は、教材や校外学習の費用で、校長が購入する教材等や納入金額を決定し、口座振替（自動払込）により、吹田市教育委員会に納入していただきます。

「小学校給食費」は、吹田市が納入金額を決定し、口座振替（自動払込）により、吹田市に納入していただきます。

「学校徴収金」「小学校給食費」のどちらも、学校に現金を持参しても納入できません。

❖ 学校徴収金について

▶ 学校徴収金の納期

期別	口座振替日（納入期限）	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

▶ 学校徴収金の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。（詳細は4月下旬にお知らせします。）

- ① 教材費 1～4年生 約20,000円（学年により異なります。）
5年生 約54,000円（修学旅行積立金を含みます。）
6年生 約54,000円（同上）

- ② 日本スポーツ振興センター掛金 460円

- ③ PTA会費 1家庭につき 3,000円

※口座振替手数料は、保護者負担です。（手数料の額は、取扱金融機関により異なります。）

銀行名	池田泉州 銀行	北おおさか 信用金庫	三井住友 銀行	ゆうちょ銀行 （郵便局）	りそな銀行
手数料					
口座振替手数料	11円	55円	11円	10円	11円

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いください。（所定の手数料（5万円未満の窓口払いの場合203円）が必要です。）

❖ 小学校給食費について

▶ 小学校給食費の納期

期別	給食実施月	口座振替日 （納入期限）	再振替日
7月期	4～6月分	7月25日	8月15日
10月期	7～9月分	10月25日	11月15日
12月期	10・11月分	12月25日	1月21日
2月期	12・1月分	2月25日	3月15日
4月期	2・3月分	4月5日	4月25日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

▶ 小学校給食費の納入金額

原則として「給食実施回数×1食単価」により納入金額を算出し、口座振替日の10日前までに通知します。1食単価の額、その他詳細は吹田市ホームページ等でお知らせします。

<小学校給食費の納入金額の例> (令和7年度の1食単価での試算)

給食実施回数が、4月が8回、5月が18回、6月が22回の場合

7月期の小学校給食費は、計48回 × 251円 = 12,048円

▶ 7月15日までに納入金額を通知。7月25日に口座から引き落とされます。

※口座振替手数料等は、吹田市が負担します。

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、納付書を送付しますので、吹田市指定の金融機関の窓口でお支払いください。

❖ 学校徴収金・小学校給食費の口座振替について

▶ 取扱金融機関 (口座振替を利用できる金融機関)

- ・池田泉州銀行
- ・北おおさか信用金庫
- ・三井住友銀行
- ・ゆうちょ銀行 (郵便局)
- ・りそな銀行

▶ 口座振替の申込手続

(1) 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

(取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。)

(2) ① Webでの申込み方法 (池田泉州銀行はWeb申込みできません)

吹田市ホームページの申込手続のページ (トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 保護者負担 (学校徴収金、小学校給食費) のお支払 > 口座振替の申込手続 (新規の方、変更の方)) を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。

(右の二次元コードからもアクセスできます。)



② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡します。(金融機関の窓口にはありません。)

▶ 口座振替申込みの注意点

- ・ 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- ・ 「学校徴収金」と「小学校給食費」とで同じ口座を利用することができますが、口座振替の申込みはそれぞれについて必要です。Webでの申込みの場合は「学校徴収金」と「小学校給食費」の2回の申込み (入力) が必要です。書面での申込みの場合は、2種類の口座振替依頼書の提出が必要です。
- ・ 兄弟姉妹の口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

❖ その他

▶ 口座振替は、一度申込みをされると、「学校徴収金」は中学校卒業まで、「小学校給食費」は小学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続」を参照のうえ、変更後の口座につき改めてWeb申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。

▶ 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続をお待ちください。

2. 教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入することとなります。2学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

使用する教科書は吹田市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転出は給付されません。

また教科書以外に、吹田市独自に作成した副読本も使っています。（費用は吹田市が負担します）

3. 転校手続き

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）、できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、教材費等の精算を行います。校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。

引っ越しに伴う転校手続き

1. 吹田市から他市へ引っ越し場合

- ① 市役所(市民課・出張所)にて転出届けを提出します。
吹田市外は転居予定日の約2週間前から受付
- ② 窓口で発行された「転学(出)通知書(赤色で印刷)」を本校へ提出します。
- ③ 本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。
- ④ 転出先市町村の市役所等で転入届を出します。
窓口の案内に従って手続きします。
- ⑤ 転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を提出し、転入の手続きをします。

2. 吹田市内の転居の場合

- ① 市役所(市民課・出張所)にて転居届けを提出します。
転居後14日以内に届け出
- ② 市内転居の場合は窓口で、「転学(出)通知書(赤色で印刷)」「転入学通知書(黒色で印刷)」の2種類が発行されます。
- ③ 窓口で発行された「転学(出)通知書(赤色で印刷)」を本校へ提出します。
- ④ 本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。
※ 在学中に発行できますので、手続きをお願いします。
- ⑤ 転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書(黒色で印刷)」を提出します。

区域外通学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。担任に相談してください。

4. 就学援助費制度について

吹田市では、学用品費や校外活動費など、学校で必要な費用の支払いにお困りの方に就学費用を援助する制度を実施しています。給付を希望される方は下記要領で申請してください。この制度には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくはQRコードから、市就学援助HP「小学校・中学校就学援助費制度について」を御覧ください。

申請時期・方法

一斉受付期間 | **令和8年4月1日(水)～5月25日(月)**

※ 一斉受付期間中の申請分は4月分から支給されます。一斉受付期間後も随時申請を受けられますが、受付けた月からの月割支給(減額措置)となりますので御注意ください。受付期間は令和9年2月末日までです。

やむを得ない場合のみ、窓口にて令和9年3月24日(水)(期限厳守)まで受け付けします。(電子申請不可)



▲就学援助 HP

- ① 電子申請 | 市HPから24時間申請が可能です。メールアドレスの登録が必要です。
「@apply.e-tumo.jp」ドメインを迷惑メール設定の解除をお願いします。
- ② 窓口申請 | 平日の午前9時から午後5時まで
吹田市教育委員会 学務課(吹田市朝日町3番 吹田さんくす3番館4階)

医療券(医療費援助)交付について

就学援助認定世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診した際、医療券を医療機関に提出することで、医療費の援助を受けることができます。受診される前に、学務課に交付申請し、医療券の発行を受けてください。交付申請は①電子申請で受け付けします。

詳しくは就学援助HPを御覧ください。

トラコーマ、結膜炎(アレルギー性は対象外)、白せん、かいせん(水虫)、膿かしん(とびひ)、アデノイド、中耳炎(急性・慢性・滲出性を問わず)、慢性副鼻腔炎(急性・アレルギー性鼻炎は対象外)、う歯(虫歯。健康保険診療範囲内に限る。歯磨き指導等の予防処置は対象外)、寄生虫病(虫卵保有を含む)

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和8年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。給付を希望される方は下記要領で申請してください。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

小学校1年生予定児童

申請期間 | **令和8年2月1日(日)から2月28日(土)**

①電子申請または②窓口申請で受け付けします。詳しくは市HPを御覧ください。

中学校1年生予定児童(小学校6年生児童)

小学校6年生で就学援助費を受給している世帯が対象です。

◆お問合せ先: 吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196(直通)

災害時・緊急時の対応

1. 暴風警報、または大雨特別警報が発令された場合の措置

台風の接近等で、吹田市または吹田市を含む北大阪に、
暴風警報または大雨特別警報が出ている場合

- ☆午前7時現在、暴風警報または大雨特別警報が発令されているときは、登校せず家で待機します。
- ☆午前9時までに、暴風警報または大雨特別警報が解除されているときは、安全に気をつけて速やかに登校します。
- ☆午前9時現在で、暴風警報または大雨特別警報が解除されていないときは、臨時休校となります。
- ☆午前7時を過ぎて以降、及び児童が在校中に、暴風警報または大雨特別警報が発令されたときは、教育委員会の指示・校長の判断により安全確保に必要な下校等の措置をとります。

当日の天気予報にご注意いただき、児童が家に帰れますよう、各ご家庭で事前に相談しておいてください。

大雨警報、洪水警報が出ただけでは休校にはなりません。安全に配慮し登校させてください。

2. 地震発生への措置

大阪府北部で【震度5弱】以上の地震が起きたとき

- ☆登校前に地震が起きた場合は、臨時休校とします。
- ☆登校途中に地震が起きた場合は、危険な場所をさけ安全な場所に一時避難した後、原則として速やかに登校します。
- ☆登校後（授業中）に地震が起きた場合は、安全な場所へ避難誘導し、保護者の方に引き渡すまで学校で保護・監督します。児童の下校は保護者の方に迎えに来ていただいて下校します。
- ☆下校途中に地震が起きた場合は、危険な場所をさけ安全な場所に一時避難した後、速やかに帰宅します。

*** 地震の場合、電話が繋がらないことが予想されます。 ***
情報の伝達は一斉メールにて配信いたします。
メール配信が使えない場合は校門に掲示いたします。

3. 緊急下校について

緊急度	事 例	学校の対応	P T A ・ 保 護 者
レベル1	市内において事件、不審者等の情報があった場合	◇各学級で安全指導	◆各家庭で注意喚起
レベル2	高野台中学校区、近隣校区（佐井寺中学校区）において、不審者等の情報があった場合	◇おうちへお知らせプリント配布・メール配信 ◇学年別一斉下校 ◇教職員は校区パトロール	◆P T A 役員への連絡
レベル3	高野台中学校区、近隣校区（佐井寺中学校区）に限定した脅迫電話、メール、手紙等があった場合	◇おうちへお知らせプリント配布・メール配信 ◇学年別地域別一斉下校 ◇教職員は地域に分かれて下校付き添い・校区パトロール	◆P T A 役員・地区委員長・子ども見守り隊へ連絡 ※通学路の安全パトロールの依頼
レベル4	市内において凶悪な事件が発生した場合 暴風警報発令の場合	◇おうちへお知らせプリント配布・メール配信 ◇全校地域別一斉下校 ◇教職員は担当地域の下校付き添い・校区パトロール	◆P T A 役員・地区委員長・子ども見守り隊へ連絡 ※一斉下校時の付き添い、通学路の安全パトロールの依頼
レベル5	佐竹台小学校区において凶悪な事件が発生した場合 震度5弱以上の地震が発生した場合	◇おうちへお知らせプリント配布・メール配信 ◇児童は学校待機、保護者への確実な引き渡し	◆P T A 役員・地区委員長・学級委員・子ども見守り隊へ連絡

※緊急度レベルは、その都度事案の内容によって校長が判断します。

◇学年別一斉下校

学級指導の後、学年で時間をそろえて門を出ます。

◇学年別地域別一斉下校

学級指導の後、学年で一旦4方向（A～D）に別れて集合し、その後教師の引率で下校します。

コース	地区班	
Aコース (ピンク)	1・2A・2B1・2B2 2C・3A・3B・4・5	校門を出て左へ
Bコース (むらさき)	6・7・8・10	校門を出て左、横断歩道を渡って菩提池横を北へ進む
Cコース (あお)	13	校門を出て左、途中で左折して坂を上り、佐井寺方面へ
Dコース (みどり)	11・12・14	校門を出て右、押しボタン式の信号を渡る(11班) 校門を出て右へ(12班) 校門を出て右、緑の坂道を上る(14班)

◇全校地区班別一斉下校

学級指導の後、地区別班で集まります。その後、班ごとに教師の引率で一斉に下校します。

その他

1. 留守家庭児童育成室（わかたけ学級）

吹田市では、保護者が仕事などで保育できない1～4年生の児童を対象に、市内全ての小学校区内に留守家庭児童育成室を設置し、児童の健全育成を図っています。

開室日・開室時間

月～金曜日：放課後～午後5時

小学校の代休日等：午前8時30分～午後5時

小学校の長期休業日：午前8時～午後5時

延長保育：午後7時まで

第4土曜日：午前8時30分～午後5時（延長保育なし。祝日の場合は休室）

休室日

土曜日（第4土曜日除く）、日曜日、祝日、国民の休日、年末年始、年度最終日

吹田市教育委員会地域教育部放課後子ども育成室 電話6384-1599

2. こどもプラザ事業「太陽の広場」

吹田市では、子どもたちの安心安全な居場所づくりや体験的な学びの場づくりの推進として、“地域の子どもは地域で守り育てる”の視点に立ち、こどもプラザ事業「太陽の広場」を実施しています。地域、保護者、PTA等ボランティアの方の見守り（見守りの方をフレンドさんと呼んでいます）のもと、当該小学校区の児童を対象として、子どもたちが運動場などで異年齢での交流を図りながら自由に遊び、のびのびと過ごすことのできる居場所です。本校では、水曜日の放課後に実施しています。

「太陽の広場」へ参加するには…

朝、参加の確認と帰宅時間を約束して登校し、放課後ランドセルを持ったまま受付へ行き、フレンドさんに挨拶をして名前、活動開始の時間を記入します。活動終了時も時間を忘れず記入してください。習い事など用事がある場合には、途中で帰ることも可能です。ただし、一度下校した場合は参加できません。

「太陽の広場」はフレンドさんの見守りのもと、子どもたちが自主的に活動を行う居場所です。預かりの場ではありません。安全のためにルールが守れない場合は参加をお断りする場合があります。事故の際には、吹田市市民活動災害保障制度の対象となります。制度の適用には名前・活動時間など参加されていたことの確認が必須となりますので、必ず受付をして、必要事項の記入を忘れないようにしてください。また、ケガについては応急処置のみとし、大きなケガの際には、早急に保護者、学校へ連絡を行い適切に対応します。ケガ等の際にはそのまま下校せず、フレンドさんに伝えるようにしてください。

太陽の広場は「見守り」の事業のため、下記のような状況が発生した場合は子どもたちの安全確保のために、状況に応じて中止または終了時間を早め速やかに下校をするなどの対応を取らせていただく場合があります。

①猛暑②天候の悪化が予測される場合③急な大雨や雷④不審者の発生④病気の流行など、このような場合にはどうするかということをお子様とよくご相談しておいてください。

支援が必要なお子様に関しましては保護者同伴となります。青少年室までご相談ください。

詳しくは、吹田市教育委員会青少年室（電話6816-9890）にお問い合わせください。

3. 学校以外の教育相談窓口

お子さまについて、困ったことは何でも学校に相談してください。でも学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも教育相談窓口があります。

吹田市立教育センター 吹田市佐竹台1-6-3 TEL 6170-1579

来所相談・電話相談

いじめのなやみ相談室

スクール・セクシュアル・ハラスメント相談

教育支援教室

教育委員会 青少年室 TEL 6816-8534 (青少年相談)

青少年活動サポートプラザ ぷらっとるーむ

(吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館2F)

家庭児童相談室 吹田市出口町19-3 TEL 6384-1472

大阪府吹田子ども家庭センター 吹田市出口町19-3 TEL 6389-3526

養護相談 心身障がい相談 非行相談 健全育成相談 その他の相談